

南知多町立篠島小学校 いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（「いじめ防止対策推進法」第 2 条第 1 項）

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童に関わる問題です。

本校は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な教育活動の中で自らの力を伸ばしてくために、いじめの防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」）に取り組むとともに、いじめを生み出さない環境づくりを進めます。

本校は、教育委員会、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、子どもたち一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、お互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるように努めます。

2 学校におけるいじめ防止等のための組織について

本校ではいじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置に向けた対応のために、次のような組織を設けます。児童の学校生活からいじめの小さな兆候や懸念、本人や保護者からの訴えを見逃さず、また、特定の教員が抱え込むことのないよう、いじめに対して組織として対応します。

（１）いじめ防止対策委員会

【開 催】月 1 回程度（職員会議後に開催する場合もある）

【構成員】全職員、必要に応じて関係職員、主任児童委員、民生児童委員、
スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）

【主な内容】

- ・いじめ問題にかかる情報交換、共通理解、協議
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組状況の点検と評価
- ・教職員の研修

（２）いじめ・不登校対策委員会

【開 催】学期 1 回程度（教育相談後に開催する）

【構成員】全職員、必要に応じて関係職員、主任児童委員、民生児童委員、
スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）

【主な内容】

- ・いじめ・問題行動・不登校傾向等の早期発見
- ・いじめ・不登校問題への対応の協議と共通理解
- ・アンケートにかかわる集約、分析、対応の協議

(3) 緊急対策会議

【開催】いじめ事案発生時

【構成員】全職員、必要に応じて関係職員、SC、SSW、必要に応じて関係機関・団体（町教委、警察、児童相談所、福祉課等）

【主な内容】

- ・事案に関する指導体制と方針の決定
- ・事実確認と調査、情報の共有
- ・該当児童（保護者も含む）への指導支援ならびに情報の提供
- ・アンケート調査の実施、集計、分析
- ・関係機関との連携
- ・事後の指導と支援

3 いじめの未然防止のための具体的な方策

(1) 一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくり

○教師が分かりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する児童の達成感・成就感を育てる。

○児童が自己有用感を味わい自尊感情を育み、感じられる学年、学級づくりを全職員で取り組む。

(2) 体験的な活動の推進

○児童の発達段階に応じた生活体験や社会体験活動の場を計画的に実施する。

○ペア活動や異学年交流活動を通して思いやりや助け合いの心を育む。

○児童が自ら、人と関わることの喜びや大切さに気づき自己有用感を感じられる場を設定する。

(3) 道徳教育・人権教育の充実

○児童の豊かな情操を培い、心の通う人間関係を築き上げられるように道徳教育や人権教育を学校全体で進める。

○人権週間では全校で人権について考える機会をつくり、人権意識の高揚を図る。○情報モラル教育を推進し、児童がインターネット等の正しい利用とマナーについての理解を深め「ネットいじめ」の加害者、被害者にならないように指導する。

(4) 家庭や地域への働きかけ

○学校通信等各種の通信、ホームページやPTAの会議等においていじめ問題についての啓発や問題提起を行い、積極的に連携を図る。

4 いじめの早期発見について○児童向けの「教育相談アンケート」を学期に1回行う。

- アンケートは5年間保管する
- アンケート後に定期的に教育相談週間を設け、児童から話を聞く機会を確保する。
- アンケートや教育相談の結果の集約や分析、対策の検討を行い、有効ないじめ防止対策に努める。
- 児童とのふれあいをもとにして、教職員で日頃から情報交換を密にして全職員の共通理解のもとで指導にあたる。
- 関係機関と連携をして、情報の共有を図る。
- 家庭との連携を図り、保護者がいじめの兆候に気付いた時に躊躇なく学校に相談できるように日頃から、家庭との信頼関係の構築に努める。
- すべての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、研修を充実させて指導力の向上を図る。

5 いじめに対する措置について

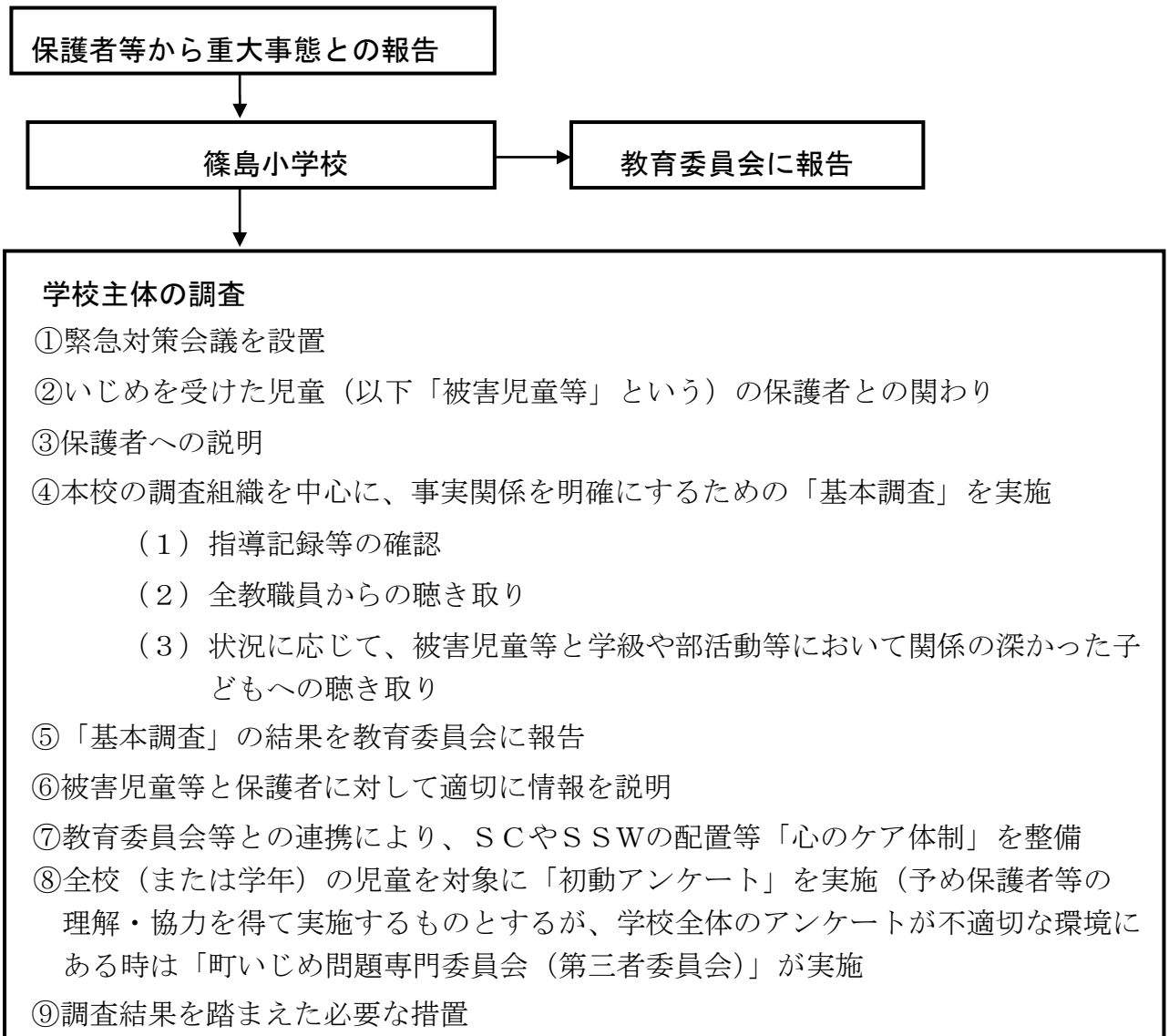
- いじめ事案が発生した場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- 関係者による緊急対策会議を開催し、今後の事案に関する指導体制と方針を決定し組織的に対応する。
- 教育委員会との連携を密にして、必要に応じて指導助言を受ける。
- 該当の児童の学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして問題の解決にあたる。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- いじめられている児童の身の安全を最優先に考える。
- 家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に役立てる。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- 学校や家庭に話すことができないような状況であれば、「リフレッシュスクール」等の相談機関の利用も検討する。
- 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導と支援を行う。

6 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき。（「いじめ防止対策推進法」第28条第1項）

重大事態発生時の対応（フロー図）



7 学校の取組に対する検証と見直し

- 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、ＰＤＣＡサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努める。
- いじめ防止等に関する項目を盛り込んだ保護者への学校評価アンケート、教職員による取組評価を実施して学校評価において達成状況を振り返り、評価結果を踏まえて、いじめ防止等のための取組の改善を図る。

いじめ防止等に対する取組の年間計画

	いじめ防止 対策委員会	いじめ不登校 対策委員会	未然防止の 取組	早期発見の 取組	家庭・地域と の連携
4月	＊毎月1回、職員会後に実施 ○いじめ防止基本方針の確認 ○情報交換	○教育相談前の調査、実施方法の検討	○SC, SSW など相談体制の周知 ○学級開き ○一年生を迎える会	○SC, SSW など相談体制の周知 ○身体計測 ○アンケートの内容検討	○「学校いじめ防止基本方針」の確認 ○公開授業
5月	○情報交換				○学校評議員会
6月	○現職研修（教育相談）	○教育相談後の情報交換		○アンケート ○教育相談週間	
7月	○情報交換				○個人懇談会 ○地域の祭礼への参加
8月				○現職研修（アンケートの分析）	
9月	○情報交換（夏季休業中の児童の様子）			○身体計測	
10月	○情報交換			○アンケート	○地域の祭礼への参加
11月	○現職研修（学校評価の検討）	○教育相談後の情報交換		○教育相談週間	○公開授業
12月	○情報交換		○人権週間		○学校評価アンケート ○個人懇談会
1月	○学校評価アンケート ○情報交換			○アンケート ○身体計測	○地域の祭礼への参加
2月	○学校評価の分析と今後の対策	○教育相談後の情報交換	○学習発表会	○教育相談週間	○学校評議員会 ○親子ソフト・バスケット
3月	○1年間の反省と来年度の取組の検討		○6年生を送る会		

